

住居立入等承諾書

浦添市長 殿

利用者 氏名

下記の事項について承諾します。

1. 緊急通報システム事業により訪問した協力員が、必要な範囲において敷地又は住居に立ち入ること。
2. 緊急通報システム事業により訪問した協力員が、安否を確認するために行った必要かつやむを得ない行為により受けた損害について、浦添市、民生委員及び協力員は、その責めを負わないこと。

誓 約 書

年 月 日

利用者 住所

氏名

電話番号

緊急通報システム事業の適用を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

記

1. 設置を受けた緊急通報装置は壊さないように丁寧に取り扱い、これを他人に譲る、売る、貸すなど、他の目的には使用しません。
2. 緊急通報装置を必要なとき以外は、みだりに使用しません。
3. 私の不注意により、設置している緊急通報装置の一部もしくは全部を破損又は紛失したときは、直ちに浦添市に申し出たうえ、責任をもって復元します。
4. 浦添市が負担する以外の費用は責任をもって負担します。
5. 次のいずれかに該当するときは、速やかに浦添市に届け出します。
 - (1) 氏名・住所・電話番号の変更があったとき。
 - (2) 届け出ている「協力員」の住所・電話番号等に変更があったとき。
 - (3) 施設（老人ホーム）等に入所又は病院に長期入院したとき。
 - (4) 家族と同居、市外転出など緊急通報システムを必要としなくなったとき。
6. 前項（3）または（4）などにより緊急通報装置を必要としなくなったときは、貸与を受けた緊急通報装置を直ちに浦添市に返還します。